

健康増進法改正案（受動喫煙防止対策の強化）の概要〔試案〕

《第1 規制対象とするたばこ》

喫煙用の製造たばこ・製造たばこ代用品（加熱式たばこも規制対象）

《第2 規制対象とする施設・乗り物》

以下の場所を喫煙禁止場所とする

第一種施設：屋内（①②を除く）＋屋外

第二種施設及びバス・タクシー・航空機：

屋内（①②を除く）＋屋外の位置指定場所

第三種施設及び鉄道・船舶：

屋内（①②③を除く）＋屋外の位置指定場所

「第一種施設」：病院、児童福祉施設、小中高校 等

「第二種施設」：大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設 等

「第三種施設」：劇場、集会場、百貨店、飲食店、事務所 等

「位置指定場所」：屋外にあるテラス席 等

①…私的場所：個人の住宅、ホテルの個室、老人福祉施設の個室 等

②…特定事業目的場所：たばこ販売店・シガーバー、たばこの研究開発場所、演劇用の舞台 等

③…指定喫煙専用場所：受動喫煙防止のための構造・設備に係る技術的基準に適合した場所（都道府県知事が指定）

※ 特定小規模第三種施設に関する特例

次の全ての要件を満たす第三種施設については、当分の間、規制対象外

① 20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設（居酒屋（営業の常態として、酒類の提供なしに利用でき、かつ、食事が提供される飲食店）は含まれない旨を明記）

② 施設の規模：面積 30㎡以下（資本規模は問わない）

③ 管理権原者以外に従業者がいない、又は喫煙可能であることについて全従業者の同意を得ている

④ 20歳未満の者を立ち入らせないようするための措置を講じている

⑤ 上記の全ての要件を満たしていること、及び受動喫煙のおそれがあることを、利用の際に考慮することができるよう掲示している

※ 改正法施行後5年間の特例

第一種施設・第二種施設について、改正法施行後5年間は、既に設置されている喫煙専用場所（一定の基準を満たすもの）の存置が可能

《第3 規制の内容》

- 1 施設等の利用者
 - 喫煙禁止場所で喫煙をしない義務
- 2 施設等の管理権原者
 - ① 喫煙禁止場所の位置等を掲示する義務
 - ② 喫煙禁止場所に喫煙用の器具・設備を使用可能な状態で設置しない義務
 - ③ 指定喫煙専用場所である旨等を掲示する義務
 - ④ 指定喫煙専用場所の構造・設備に係る技術的基準に適合するよう維持する義務
 - ⑤ 喫煙者等に対し、喫煙の中止・喫煙禁止場所からの退出を求める努力義務
 - ⑥ 特定事業目的場所及び指定喫煙専用場所への20歳未満の者の立入りを防止する努力義務
 - ⑦ 特定小規模第三種施設について、喫煙可能場所での受動喫煙の程度の低減措置をとる義務
 - ⑧ その他受動喫煙防止のために必要な措置等をとる努力義務
- ※ ⑤⑥⑧：管理者も対象
- 3 何人も、指定喫煙専用場所以外の場所に指定喫煙専用場所であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。

《第4 違反者への対応（都道府県知事が実施）》

- 1 利用者の喫煙禁止義務（第3の1）違反
 - ① 喫煙の中止・喫煙禁止場所からの退出を命令
 - ② 命令違反には、5万円以下の過料
- 2 管理権原者の義務（第3の2①～④、⑦）違反
 - (1) 喫煙器具・設備等の設置禁止（第3の2②）、指定喫煙専用場所の基準適合維持義務（第3の2④）、特定小規模第三種施設に係る低減措置義務（第3の2⑦）違反
 - ① 期限を定めて、義務違反を是正すべきことを勧告
 - ② 勧告に従わない場合は、公表・命令
 - ③ 命令違反には、10万円以下の過料
 - (2) 掲示義務（第3の2①③）違反
10万円以下の過料
- 3 指定喫煙専用場所に係る誤認掲示禁止（第3の3）違反
10万円以下の過料

《第5 対策強化の実施（改正法の施行）時期》

2019年ラグビーワールド杯開催までに実施（公布後1年以内に施行）